

三菱電機製エレベーター所有のお客様へ
部品供給終了のお知らせ

平素より三菱電機製エレベーターをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社製造エレベーターにおいては、既に同型機種の標準生産終了から20年以上が経過しており、機能維持のための保守部品に供給困難となるものが生じております。

これまで生産終了した機種の保守部品については、素材・素子の備蓄や、個別設計による代替製作等によって最大限安定的な供給に努めてまいりましたが、当該機種固有の部品については、製造のための素材の確保ができないばかりか、製造設備や技術者の確保・維持も困難となり、供給を継続することが限界になりつつあります。

つきましては、今後も最大限の努力はするものの、当該機種固有の部品について、2026年12月末*をもって供給を終了させていただきますので、何とぞ事情ご賢察賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるエレベーター

| 機種名称 | 標準生産期間 | 部品供給期限(最長*) |
|------|-------------|-------------|
| VFDE | 1993年～1998年 | 2026年12月 |

※当該部品の在庫状況により早まる可能性があります。

2. 部品供給終了に伴いご注意いただきたいこと及び今後の対応について

(1) ご注意いただきたいこと

当該部品(添付資料に記載の供給終了部品)はエレベーターの所期性能を発揮させるための重要な部品です。故障が発生した際は、起動不能、階間停止、閉じ込め故障などが発生し、それに起因する利用者転倒などの事故につながる可能性があります。

部品供給期限後に故障が発生した場合は復旧が不可能となり、エレベーターを使用することができなくなりますので、あらかじめご承知をお願いします。

なお、部品供給期限後におきましては、当該部品以外の部品に関しましても今後、同様に供給継続が困難となり、在庫限りの対応となる場合がございますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

(2) 今後の対応

安全性、信頼性、機能性、省エネ性が向上するエレベーターのリニューアルをご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. エレベーターの耐用年数及び保守部品の供給期間について

(1) 耐用年数

エレベーターの法定耐用年数(昭和40年大蔵省令第15号による)は17年と定められております。

(2) 保守部品の供給期間

当社においては、保守部品の供給期間は原則として同型機種標準生産終了後20年をめぐとしております。

○本件のお問合せ窓口:



<https://www.mitsubishielectric.co.jp/elevator/contact/index.html>

部品供給終了に伴いご注意いただきたいこと (小形エレベーターコンパクト4(VFDE形))

2026年12月末※1をめぐりに下表中の部品※2につきまして、供給を終了させていただきます。本紙に記載の注意事項につきまして、あらかじめご了承お願い申し上げます。

※1 供給期限は当該部品の在庫状況により早まる可能性があります。

※2 エレベーターの仕様により実装されていない部品もあります。

| | |
|---|---|
|  注意 | |
|  | 事故のおそれがありますので、部品供給終了後に故障が発生したエレベーターは使用しないでください。 |



供給終了部品の交換による復旧はできません。



供給終了部品が故障した場合、起動不能、階間停止、閉じ込め故障などが発生し、それに起因する利用者転倒など事故発生リスクが拡大します。

<供給終了部品の機能>

| 部品名称 | 機能 |
|--------|----------------------|
| 巻上モーター | エレベーターを駆動します。 |
| 制御基板 | エレベーターの運行等を制御します。 |
| 駆動ユニット | 巻上モーターを制御します。 |
| トランス | 駆動ユニット等に適正な電力を供給します。 |

<概略図> ※概略図,写真は代表例を記載しております。

